

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月17日
【報告者の氏名又は名称】 / 1	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合 無限責任組員 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社 代表取締役 三村 智彦
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3215 - 3270
【事務連絡者氏名】	飯塚 敏裕
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
[ 報告者の氏名又は名称 ] / 2	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社
[ 報告者の住所又は所在地 ]	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
[ 最寄りの連絡場所 ]	同上
[ 電話番号 ]	(03) 3215 - 3270
[ 事務連絡者氏名 ]	飯塚 敏裕
[ 代理人の氏名又は名称 ]	該当事項はありません
[ 代理人の住所又は所在地 ]	同上
[ 最寄りの連絡場所 ]	同上
[ 電話番号 ]	同上
[ 事務連絡者氏名 ]	同上
【縦覧に供する場所】	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合 (東京都千代田区丸の内二丁目2番1号) フェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社を総称していいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社富士テクニカ宮津をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社富士テクニカ宮津

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

A種優先株式

平成22年10月12日及び平成22年11月12日開催の対象者取締役会及び平成22年10月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）

(注) 対象者は、A種優先株式のほか、B種優先株式の発行が可能であるものの、平成25年3月18日時点（及び本書提出日時点）において、発行済みのB種優先株式はなく、A種優先株式以外の優先株式を発行していません。A種優先株式については、株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）が、その発行済株式の全部を保有しておりましたが、そのすべてを本公開買付けに応募しております。

### (3)【公開買付期間】

平成25年3月18日（月曜日）から平成25年5月16日（木曜日）まで（40営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,879,706株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（13,879,906株）が買付予定数の下限（13,879,706株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A種優先株式には、A種優先株式1株につき普通株式18株の交付を請求できる取得請求権（以下「A種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）が付されておりますので、上記の応募株券等の総数の算定においては、応募されたA種優先株式1株を普通株式18株とみなして計算しております。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年5月17日に報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券等	普通株式 8,493,316（株） A種優先株式 5,386,590（株）	普通株式 8,493,316（株） A種優先株式 5,386,590（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	13,879,906	13,879,906
（潜在株券等の数の合計）	-	（ - ）

(注) A種優先株式は、A種優先株式普通株式転換請求権が付されておりますので、A種優先株式1株を18株として株券等の数を計算しております。

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	138,799
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	53,865
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)	112,402
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	84.99

(注1) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、A種優先株式普通株式転換請求権を行使した場合に交付される予定の対象者普通株式の最大数(5,386,590株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成25年2月8日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及びA種優先株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年4月30日に公表した平成25年3月期決算短信に記載された平成25年3月31日現在の発行済普通株式総数(10,946,007株)から、同決算短信に記載された平成25年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(1,636株)を控除した普通株式数(10,944,371株)、及びA種優先株式(299,255株、A種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株)の合計数(上記A種優先株式の換算後で、16,330,961株)にかかる議決権の数163,309個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。